

公益社団法人熊本県防犯協会連合会定款

公益社団法人熊本県防犯協会連合会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人熊本県防犯協会連合会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、犯罪の防止及び青少年の健全な育成並びに地域社会の健全な発展のための事業を行い、県民の防犯思想を高め、もって犯罪のない明るく住みよい社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防犯思想の啓発普及
- (2) 防犯施設及び防犯機器の普及
- (3) 犯罪の予防のための協力援助
- (4) 各種防犯団体等の防犯活動に対する協力援助
- (5) 青少年の健全育成のための活動の協力援助
- (6) 自転車の防犯対策
- (7) 防犯功労者（団体）等の表彰
- (8) 風俗環境の浄化活動
- (9) 遊技機の検査及び不正行為排除対策
- (10) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、熊本県内において行うものとする。

第3章 会員

(構成員)

第5条 本会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 県下各警察署ごとに設けられた地区防犯協会及び地区防犯協会連合会
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより入会申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、本会の活動に必要な経費に充てるため、会員総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、前項の会費規程で定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が、次のいずれかに該当する場合には、会員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は前2条のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該正会員が解散したとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

3 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって、一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (5) 理事及び監事並びに顧問及び参与に対する費用の弁償の基準
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 13 条 会員総会は一般法人法上の定時社員総会として、定時会員総会を毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 14 条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長又は副会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長又は副会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 会員総会の議長は、当該会員総会において、出席正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 会員総会における議決権は、正会員 1 団体につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 19 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達

するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第18条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事のうち2名は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第19条 本会に次の役員を置く。

理事 5名以上10名以内

監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び副会長をもって一般法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第20条 理事及び監事は、会員総会の決議によって各々選任する。

2 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。

3 本会の監事には、本会の理事並びに本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係にあつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長及び副会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、専務理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。

3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4カ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

る定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第24条 理事及び監事は、いつでも会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第25条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事及び監事に対しては、会員総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(顧問及び参与)

第26条 本会に、任意の機関として、顧問及び参与若干名を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、次の職務を行う。
 - (1) 会長及び副会長の相談に応じること。
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること。
- 3 顧問及び参与の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び参与の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、会員総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うために要する費用として弁償することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長又は副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(招集)

第29条 理事会は、会長又は副会長が招集する。

2 会長及び副会長が欠けたとき又は会長及び副会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び副会長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長及び副会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長または副会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第36条 会長又は副会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第37条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 本会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第39条 本会が公益認定の取消の処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、会員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第40条 本会が解散等により精算するときに有する残余財産は、会員総会の決議を経て公益認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第41条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は理事会の承認を経て会長が任免し、そのほかの職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て会長又は副会長が別に定める。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、熊本県において発行する熊本日々新聞に掲載する方法による。

第11章 補則

(個人情報の保護)

第43条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(雑則)

第44条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 社団法人熊本県防犯協会連合会の定款は附則第2項に規定する解散の登記の日に廃止する。

4 本会の最初の理事及び監事は次のとおりとする。

理事	荒木泰臣	安田公寛	西島喜義	福村三男	佐藤義興
	長嶺興也	福島和敏	田中信孝	川端祐樹	平下晴夫
監事	前畑淳治	竹崎一成			

- 5 本会の最初の会長は、荒木泰臣とし、副会長を安田公寛とする。
- 6 本会の最初の専務理事は、平下晴夫とする。

附 則

この定款は、平成２６年１１月５日から施行する。